

津市有害鳥獣対策推進事業補助金交付要綱

平成 20 年 3 月 31 日訓第 19 号

改正 平成 23 年 2 月 18 日訓第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、サル、イノシシ、シカ等の有害鳥獣に対する地域ぐるみの被害の防止対策を推進することにより、有害鳥獣による農産物の被害を防止するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「有害鳥獣対策推進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する団体に対し、次条に規定する事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 農業者を中心とした地域住民 10 人以上で構成されていること。
- (2) 規約等が定められていること。

(交付の対象となる事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 鳥獣害に対する啓発資料等の作成等、地域ぐるみでの鳥獣害対策を促す事業
- (2) 鳥獣害に遭わない作物、簡易柵等、地域に適した鳥獣害対策を研究する事業
- (3) 追い払い従事者、捕獲従事者等、地域の鳥獣害対策の中心的人材を育成する事業
- (4) 地域ぐるみでの追い払い等、侵入警戒体制の整備及びそれに必要な発信器等による獣類の移動情報の把握に係る事業

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、交付対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額が 20 万

円を超えるときは、２０万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- ２ 前項の規定により算出された補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（添付書類）

第６条 規則第３条第１項第４号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （１） 団体の規約及び構成員の名簿
- （２） 事業を実施する予定の地域の分かる図面
（交付申請の期限）

第７条 規則第３条第１項の別に定める期日は、毎年９月３０日とする。

（実績の報告）

第８条 規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- （１） 事業を推進した業務日誌等の写し
- （２） 交付対象経費の領収書の写し
- （３） その他市長が必要と認める書類

（委任）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年２月１８日訓第５号）

この訓は、平成２３年４月１日から施行する。